この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \		[1/2]
令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店 文は 主たる事務所	広島市東区馬木9丁目11番15号
F	中の所を地	(電話番号 090 - 9731 - 9695)
	納 税 地	(〒 732 — 0031) 広島市東区馬木9丁目11番15号
tin I	情 (フリガナ)	(電話番号 090 − 9731 − 9695) ¬パヤシ ケイシ ◎
	氏名又は名称	小林 桂詩
社	者 (フリガナ) (法人の場合)代表者氏名	
広島東 税務署長殿	法 人 番 号	
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等 なお、上記1及び2のほだ	等を除く。)にあっては、 か、登録番号及び登録年月	格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで本店又は主たる事務所の所在地 目日が公表されます。 青書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
(平成28年法律第15号) ※ 当該申請書は、原) 第5条の規定による	しての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に のです。
令和5年3月31日(特) した場合は、原則として ²	令和5年10月1日に登録	
事 業 者 区	分	5時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ☑ 課税事業者 □ 免税事業者 認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税
令和5年3月31日(特定期間 判定により課税事業者となる 合は令和5年6月30日)まで この申請書を提出することがで なかったことにつき困難な事 がある場合は、その困難な事	事業者の確認」欄も記 100 150場 でに でき 手情	載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。
税 理 士 署	税理士法人 長谷川 名 税理士	会計 (電話番号 082 - 272 - 5868)
※ 整理税 番号務	部門 申請4	年月日 年月日 年月日 年月日
罗	年 月 日 番号 確認	身元

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 小林 桂詩				
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正す (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	る法律			
事	個人番号				
業	事生年月日(個業人事業年度	日			
者	(株) 人) 又は設立 年月日 (株) 内 年月日(法人) 年月日	日 ————			
の	等 事 業 内 容	1 1			
確					
認	ようとする事業者 令和 年 月	目			
登録要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ				
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。				
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して				
参					
考					
事					
項					